犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況(高・地・簡裁総数)

	犯非被害者保護関連法に基づく請制度の実施状況(高・地・衝裁総象)												
			平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年 (注)4	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	総数
			高·地·簡裁	高·地·簡裁	高·地·簡裁	高·地·簡裁	高·地·簡裁	高·地·簡裁	高·地·簡裁	高·地·簡裁	高·地·簡裁	高·地·簡裁	高·地·簡裁
			合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計
	付添	証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の数	121	116	112	141	128	78	144	118	107	133	1,198
	V.	意見陳述の際に付添いの措置が採られた被害者等の数	46	41	76	79	71	84	84	69	74	59	683
	遮へ	証人尋問の際に遊へいの措置が採られた証人の数		1,792	1,661	1,563	1,623	1,105	1,461	1,505	1,237	1,335	15,039
	ķ١	意見陳述の際に遮へいの措置が採られた被害者等の数	140	151	198	214	209	194	230	226	206	262	2,030
		ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数	288	278	299	290	303	225	302	318	264	320	2,887
		うち 遮へいの措置が採られた証人の数	264	265	282	277	288	214	291	299	251	305	2,736
ピデ	構内	うち 尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録した証人の数	52	51	46	65	47	67	81	68	40	36	553
		ビデオリンク方式による意見陳述が行われた被害者等の数	21	10	8	10	6	6	9	2	9	5	86
		うち 進へいの措置が採られた被害者等の数	21	10	8	8	6	6	8	2	9	5	83
オリ		ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数							15	23	38	92	168
ンカ		うち 進へいの措置が採られた証人の数							10	17	21	48	96
	構外	うち 尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録した証人の数							8	1	3	24	36
	/1	ビデオリンク方式による意見陳述が行われた被害者等の数							-	-	1	7	8
		うち 進へいの措置が採られた被害者等の数			\			\	-	-	1	7	8
	共通	記録媒体がその一部とされた調書が取り調べられた数	-	1	1	2	-	-	2	5	10	1	22
	被	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定をした被害者の数	4,273	4,093	3,978	3,822	3,976	3,351	3,846	4,025	3,923	4,266	39,553
	害者	刑訴法第290条の2第1項の決定をしないこととした被害者の数	64	84	77	42	50	11	27	24	19	38	436
	秘匿	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した被害者の数	8	16	5	4	7	3	3	8	3	2	59
lefe .	証	証人等特定事項を明らかにしない旨の決定をした証人等の数					4	116	174	240	156	182	872
情報	人等	刑訴法第290条の3第1項の決定をしないこととした証人等の数						3	3	7	8	5	26
保護	秘匿	証人等特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した証人等の数					_	_	-	_	-	1	1
	-	刑訴法第299条の5第1項の取消決定をした証人等の数						3	4				7
	裁定	うち 刑訴法第299条の5第2項の条件を付し又は時期等の指定をした証人等の数	1,157			1.000		3	4				,
	請求	刑訴法第299条の5第1項の請求を認容しない決定をした証人等の数						1	4		,	2	0
							-	-	4	-	1	3	8
	意見	公判期日に心情その他の意見を陳述した被害者等の数		1,171	1,147	1,200	1,181	1,072	1,169	1,130	920	995	11,142
	陳 述	意見陳述に代えて意見を記載した書面を提出させることとした被害者等の数	517	572	495	615	616	526	546	544	536	638	5,605
	被	意見陳述をさせないこととした被害者等の数	19	17	21	17	28	45	42	48	27	33	297
	害者	被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせた数	1,381	1,463	1,558	1,461	1,486	1,254	1,281	1,180	1,140	1,333	13,537
	等関	被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせなかった数	22	21	12	28	9	6	14	7	8	5	132
	覧 謄 写	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせた数	45	18	89	38	44	16	18	15	14	31	328
		同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせなかった数	1	1	4	1	5	2	1	3	1	2	21
	弁護人等関	刑訴法第299条の6第1項の条件を付し又は時期等の指定の対象となった証人等の数 刑訴法第299条の6第2項の閲覧謄写の禁止又は条件を付し若しくは時期等の指定の					-	2	13	17	-	6	38
		州訴伝第239梁の6第2項の閲覧謄与の宗正又は余件を行し若しくは時期寺の指定の対象となった証人等の数					-	-	-	3	5	-	8
	覧	うち 閲覧謄写の禁止の対象となった証人等の数					-	-	-	-	5	-	5
	写	刑訴法第299条の6第3項の閲覧禁止又は朗読拒絶の対象となった証人等の数					-	-	-	-	-	-	-
	和	犯罪被害者保護法第19条第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判調書に記載した数	38	29	20	17	23	26	18	18	25	19	233
	解	犯罪被害者保護法第19条第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判調書に記載しないこととした数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		合 計	9,898	9,874	9,761	9,544	9,769	8,128	9,410	9,535	8,732	9,773	94,424
(註) 1 延べ数であり、概数である。													

- 1 極く数であり、概数である。
 2 乳期液音等の維利利益の保護を図るための刑事手続に付請する措敵に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律(平成25年法律第33号)により、民事上の争いについての 刑事訴訟手続における命称の規定は、児里勝等者保護法務13条1項スは2項1から、犯罪被害者保護法第19条1項スは2項に改められた「平成25年12月1日施行)。
 3 「五人等配便」、接定書は、反び 汗療し条回難提手(平成29年12月1日施行)の数値については、当該事件の終目を支援性は計している。
 4 行続いり、「後へい」、ビデオリンの(権内)」、接定者名配便」、「意見操造」、「被害者等問題難呼」及び「和線・の数値については、ア成28年までは決定等がなされた日を基準に計していたが、一元の29年以降は当該事件の終目をと振りましていて、法定等等がなされた日を基準に計していたが、平成29年以降は当該事件の終目をと振りました。といっては、決定等がなされた日を基準に計している。)、5 「刑訴と第299条の5第1項の請求を認守しない決定として報告された数である。